JRI news release

所得税・住民税制見直しに柔軟な発想を

－税額還付型所得補助制度の導入を視野に入れて－

2001年1月29日

株式会社 日本総合研究所

調査部

本レポートは当社発行の"Japan Research Review"2001年2月号所収のレポート
「課税最低限の水準に関する一考察」を要約･再編集したものです。

本レポートに関するご照会は、調査部・蜂屋あてお願い致します。
(Tel:03-3288-4522[直通] E-mail:hachiya@ird.jri.co.jp)

わが国の所得税・住民税体系と今後の見直しの方向性

１．所得税・住民税負担の現状

①欧米並の最高税率

わが国の所得税・住民税の最高税率は、税制改革の結果、欧米並となっている（図表１）。

②相対的に高い課税最低限

標準世帯（勤労者４人世帯）の課税最低限（所得税を支払う最低限の所得水準）をみると、わが国の課税最低限はドイツに近い水準ながら、先進５カ国中最も高い水準（図表２）。

③低い個人所得課税負担率

個人所得課税の負担率をみると、わが国は５カ国中最低レベル（図表３）。所得階級別の実効税率をみると、わが国ではかなりの高額所得者でない限り、実効税率が欧米対比大幅に低い（図表４）。

２．現状の所得税・住民税見直し方向性

以上のような、所得税・住民税負担の現状を受け、所得税・住民税制見直しの方向性として、国民に広く税負担を求めるというコンセプトのもと、課税最低限の水準の見直し（引下げ）が論議の中心に。しかしながら、現在の議論は課税最低限の引下げに偏り過ぎている。

（図表１）先進５カ国の税率構造（所得税）

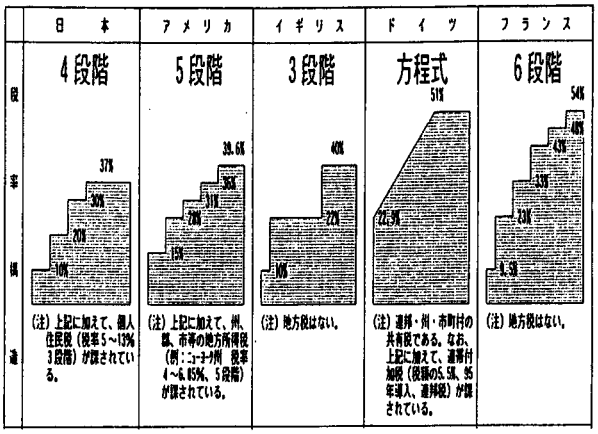

（出所）政府税制調査会資料

（図表２）課税最低限の国際比較

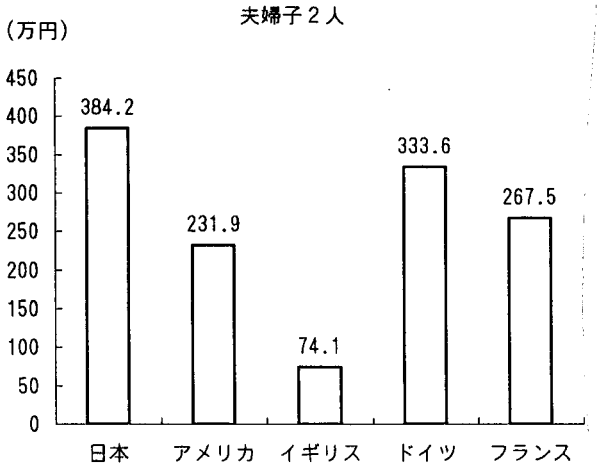

（図表３）国民負担率の内訳の国際比較

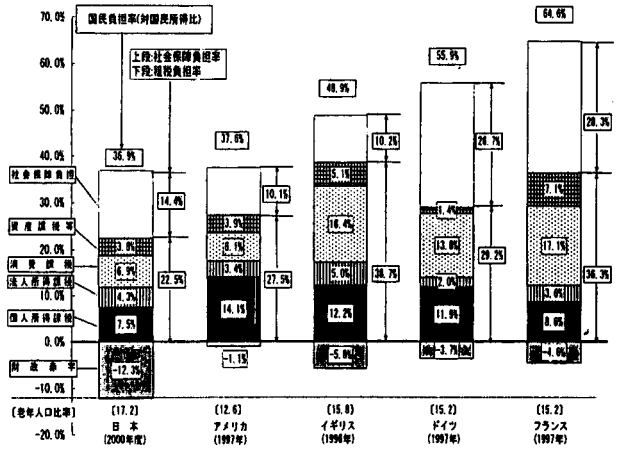

（出所）政府税制調査会資料

（図表４）実効税率の国際比較（所得税･住民税）

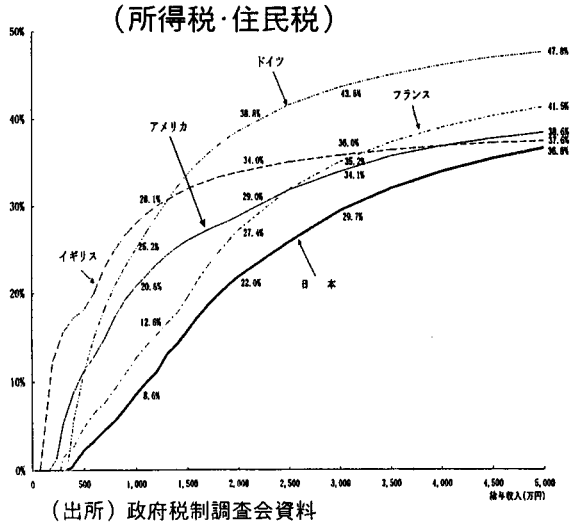

（出所）政府税制調査会資料

課税最低限の水準の妥当性の検討

１．所得税・住民税の課税最低限の現状

イ）現状の所得税・住民税の課税最低限は次の通り。課税最低限の内訳をみると、給与所得控除が大きな割合を占めている（図表５）。

＜所得税＞

単身世帯…114.4万円、夫婦世帯（片働き）…220.0万円、夫婦子１人…283.3万円、夫婦子２人（子のうち１人は16歳以上23歳未満の特定扶養親族）…384.2万円

＜住民税＞

単身世帯…108.8万円、夫婦世帯（片働き）…195.0万円、夫婦子１人…250.0万円、夫婦子２人（子のうち１人は16歳以上23歳未満の特定扶養親族）…325.0万円

ロ）課税最低限の水準の妥当性を判断するための基準として、一般的に、①納税者（又は非納税者）割合、②最低生活費との比較、③国際比較、の三つが指摘。そこで、以下では、これらを用いて所得税の課税最低限の水準の妥当性を検討する。

２．納税者割合からみた課税最低限の水準

イ）納税者割合の長期的推移をみると、80年代にほぼ89%～92%の範囲で推移した後、90年代には低下傾向で推移（図表６）、99年は86.2%となっている。これは、景気の低迷を受けて名目所得の伸び悩むもと、88年度税制改正や94年度11月税制改正などを受けた課税最低限の上昇を反映したもの（注１）（注２）。

(注1)98年の76.7%への一時的な急低下は、定額減税を行った98年度の特別減税の影響。

(注2)納税者割合からみた課税最低限の水準の妥当性を判断するためには、納税者割合の国際比較が必要である。しかしながら、厳密な比較は制度上、統計上の制約によって困難である。例えば、1997年の米国の場合、全所得税申告1億2242万件のうち、税負担となる申告が9347万件であるため、所得税の納税者割合は76.4%と計算できるものの、これは給与所得、事業所得、資産所得などの合計に基づく所得税負担の納税者割合であり、給与所得の所得税のみで計算されるわが国の納税者割合とはベースが異なる。

（図表５）所得税の課税最低限の内訳

	単身		夫婦		夫婦子１人		夫婦子２人	
		構成比		構成比		構成比		構成比
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
課税最低限	114	100.0	220	100.0	283	100.0	384	100.0
給与所得控除	65	56.8	84	38.2	103	36.4	131	34.1
社会保険料控除	11	10.0	22	10.0	28	10.0	38	10.0
人的控除	38	33.2	114	51.8	152	53.6	215	55.9
基礎控除	38	33.2	38	17.3	38	13.4	38	9.9
配偶者控除	—	—	38	17.3	38	13.4	38	9.9
配偶者特別控除	—	—	38	17.3	38	13.4	38	9.9
扶養控除	—	—	—	—	38	13.4	38	9.9
特定扶養控除	—	—	—	—	—	—	63	16.4

（図表６）給与所得者の納税状況の推移

（１年を通じて勤務した給与所得者）

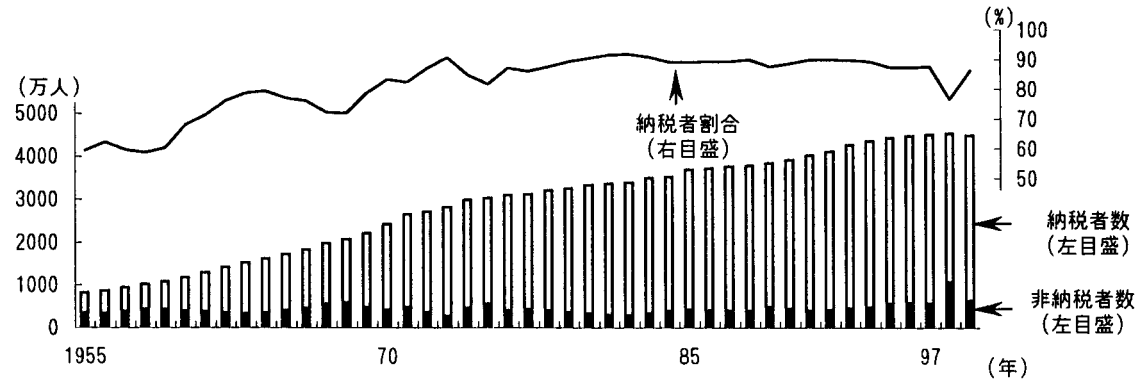

(注)納税者割合=納税者数÷給与所得者数。

２．最低生活費との比較からみた課税最低限の水準

イ）広く税負担を求めるとはいえ、その結果、納税者が健康で文化的な最低限の生活を営むことの困難な状況に陥ることは許されない。したがって、わが国の脆弱な社会福祉のもとでは、課税最低限は最低生活費を上回っていなければならない。

ロ）そこで、課税最低限と最低生活費を比較すると、現在の課税最低限の水準は、１級地（ほぼ３大都市圏の主要市・区に相当）を除いて、概ね最低生活費を上回っている（図表７）。

ハ）しかしながら、上記のように課税最低限を最低生活費と単純に比較することには問題。なぜなら、わが国の課税最低限は、給与所得控除と社会保険料控除の比率が高いが、これらと、日常的な最低限の生活を営むのに必要な費用との関連性は不明確。したがって、人的控除と最低生活費を比較することが望ましい。そもそも、人的控除の主旨が、納税者本人や世帯状況などに起因する納税者の担税力に対する配慮である点を踏まえると、最低生活費と比較する場合には課税最低限を人的控除のみで再定義することが合理的。

ニ）そこで、人的控除と最低生活費を比較すると、人的控除は最低生活費を下回る（図表８）。わが国の課税最低限は、総額では最低生活費を保証する水準であるものの、それは、給与所得控除と社会保険料控除によって嵩上げされた結果であり、人的控除は、最低生活費を全く保証できない低い水準に止まっている。

（図表７）最低生活費と課税最低限の比較

（年額、万円）

		１級地		２級地		３級地	
		1	2	1	2	1	2
夫婦子２人	最低生活費 ①	303	290	277	265	246	233
	課税最低限 ②	384	384	384	384	384	384
	②－①	81	94	107	120	138	151
夫婦子１人	最低生活費 ①	238	228	218	209	193	183
	課税最低限 ②	283	283	283	283	283	283
	②－①	45	55	65	75	90	100
夫婦	最低生活費 ①	176	169	161	154	141	134
	課税最低限 ②	220	220	220	220	220	220
	②－①	44	51	59	66	79	86
単身	最低生活費 ①	120	115	110	106	95	90
	課税最低限 ②	114	114	114	114	114	114
	②－①	▲ 5	▲ 1	4	9	19	24

（図表８）最低生活費と人的控除の比較

（年額、万円）

		１級地		２級地		３級地	
		1	2	1	2	1	2
夫婦子２人	最低生活費 ①	303	290	277	265	246	233
	人的控除 ②	215	215	215	215	215	215
	②－①	▲ 88	▲ 75	▲ 62	▲ 50	▲ 31	▲ 18
夫婦子１人	最低生活費 ①	238	228	218	209	193	183
	人的控除 ②	152	152	152	152	152	152
	②－①	▲ 86	▲ 76	▲ 66	▲ 57	▲ 41	▲ 31
夫婦	最低生活費 ①	176	169	161	154	141	134
	人的控除 ②	114	114	114	114	114	114
	②－①	▲ 62	▲ 55	▲ 47	▲ 40	▲ 27	▲ 20
単身	最低生活費 ①	120	115	110	106	95	90
	人的控除 ②	38	38	38	38	38	38
	②－①	▲ 82	▲ 77	▲ 72	▲ 68	▲ 57	▲ 52

３．国際比較からみた課税最低限の水準

イ）課税最低限の国際比較をみると、わが国の課税最低限は国際的にみて高い（図表９）。国別にみると、米国、英国対比では全てのケースで大幅に超過、ドイツ対比では、英米に比べて小幅ながら全てのケースで超過、フランス対比では単身世帯を除くケースで超過。

ロ）しかしながら、上の比較には、各国の国民所得水準が考慮されていない点に要注意。例えば、わが国の課税最低限が他国の２倍であっても、所得水準も２倍であれば、課税最低限の水準が高いとはいえない。そこで、所得水準を考慮した課税最低限（１人あたり国民所得に世帯人員をかけた値を世帯あたり国民所得とみなし、これに対する課税最低限の水準を％表示）の国際比較を行うと、わが国の課税最低限は米国、英国対比では全てのケースで高いものの、ドイツ、フランスに対しては全てのケースで低い（図表10）。

（図表９）課税最低限の国際比較　（図表10）国民所得を考慮した課税最低限の国際比較

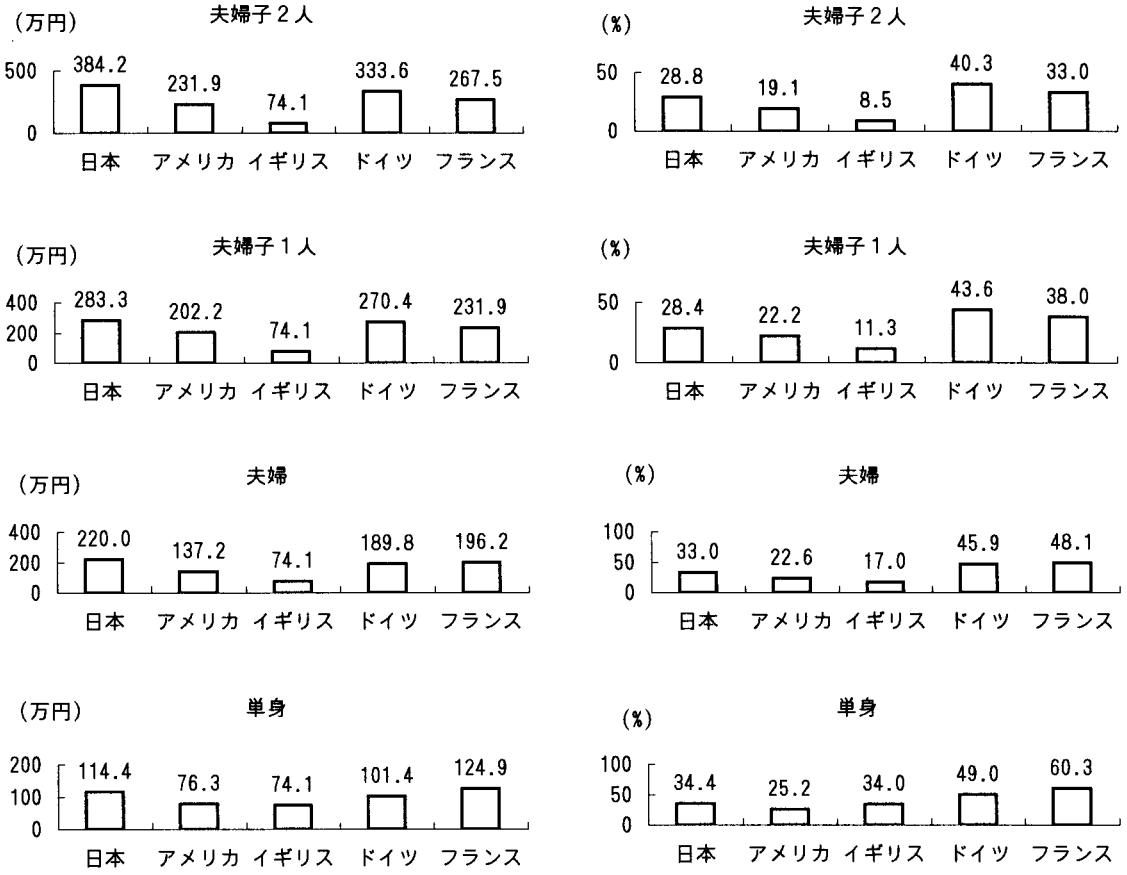

（注１）社会保険料控除は日本、ﾌﾗﾝｽで適用。
　　ｱﾒﾘｶ、ｲｷﾞﾘｽでは社会保険料控除は認められていない。
　　ﾄﾞｲﾂは社会保険料控除を含めた一定の支出に対して概算控除を適用。
（注２）日本の夫婦子2人世帯について、子のうち1人が特定扶養親族に該当するとした。
（注３）ｱﾒﾘｶの夫婦子1人世帯の子は16歳以下。
　　夫婦子2人世帯の子のうち1人が16歳以下。
（注４）ｲｷﾞﾘｽでは、子女控除は児童手当に統合されているため考慮していない。
　　また、就労世帯税額控除（WFTC）は社会保障制度の枠内にあるものとして、考慮していない。
　　夫婦者税額控除は2000年度以降廃止されており、本図では反映させた。
（注５）円換算為替ﾚｰﾄは、以下の通り。
　　1ﾄﾞﾙ=106円、1ﾎﾟﾝﾄﾞ=169円、1ﾏﾙｸ=52円、1ﾌﾗﾝ=16円。

（注１）課税最低限÷（1人あたり国民所得×世帯人員）＊100で算出。
（注２）課税最低限は（図表　）の円換算前のものを使用。
（注３）国民所得は間接税（控除）補助金を含む。
（注４）国民所得、人口ﾃﾞｰﾀは1998年のもの。ただし、ﾄﾞｲﾂは99年。

ハ）前述の通り、所得水準を考慮しても、わが国の課税最低限は米国・英国に比べて高い。したがって、今後のわが国の所得税・住民税制見直しの方向として、課税最低限を引き下げる余地はそれなりにあるといえる。

ニ）しかしながら、その場合、米国、英国ともに、以下のような所得税制度と関連した所得補助制度を有している点に注意が必要（詳しくは、補論参照）。

①米国のＥＩＴＣ（Earned Income Tax Credit）

就労している低所得者に対する所得補助制度。納税者は所得税申告時に給付額を計算し、所得税額からこれを控除できる。給付額が所得税額を上回る場合、超過額を政府より受け取ることができる。所得税負担と所得補助給付を同一の制度とすることで、負担と給付の整合性が確保される。97年のＥＩＴＣ給付の申告件数は1939万件で、全所得税申告件数（1億2242万件）の15.8%である。

②英国のＷＦＴＣ（Working Families Tax Credit）

扶養子女を養育し、就労している低所得者に対する所得補助制度。給付額は世帯状況や所得額に応じて決まる。形式的にはTax Credit（税額控除）ながら、実体的にはＥＩＴＣに比べて社会福祉制度の色彩が濃い。英国には扶養子女に係る所得控除がなく、扶養子女のいる世帯への配慮は、ＷＦＴＣと児童手当の双方によって行われている。2000年８月現在のＷＦＴＣ受給世帯は113万世帯で、これは就労世帯の４%にあたる。

ホ）ＥＩＴＣ、ＷＦＴＣによって米国、英国の低所得層の中には、課税最低限を超える所得水準であっても実質的に税負担を免れるケースがある。このような世帯にとっては、所得税額とＥＩＴＣとＷＦＴＣの均衡する水準（以下、収支均衡点と呼ぶ）が、事実上の課税最低限となる（図表11）（図表12）。

（図表11）アメリカの収支均衡点と課税最低限

（ドル）

	単身	夫婦	夫婦子１人	夫婦子２人
収支均衡点①	8,279	－	23,382	27,298
課税最低限②	7,200	12,950	19,083	21,883
①－②	1,079	－	4,298	5,414

（注１）夫婦子1人世帯の子は16歳以下とした。
（注２）夫婦子2人世帯の子は、
2人とも扶養子女の条件に適合し、
うち1人は16歳以下とした。
（注３）夫婦世帯には、課税最低限が所得条件を
超えるため、EITCが給付されない。
（注４）所得税額計算の所得とEITC計算の所得とは別概念で
同額となる保証はないが、
試算では同じ所得額を用いている。

（図表12）イギリスの収支均衡点と課税最低限

（ポンド）

	単身	夫婦	夫婦子１人	夫婦子２人
収支均衡点①	－	－	12,437	14,750
課税最低限②	4,385	4,385	4,385	4,385
①－②	－	－	8,052	10,365

（注１）夫婦子1人世帯の子は15歳以下とした。
（注２）夫婦子2人世帯の子は15歳以下と16歳～18歳とした。
（注３）所得は夫婦のうち一方とし、
週30時間以上就労しているとする。
（注４）資産残高によるWFTCの減額はないとする。
（注５）保育手当は考慮していない。
（注６）WFTCは子を扶養している世帯に給付される。

ヘ）ＥＩＴＣ、ＷＦＴＣを考慮した米英の収支均衡点と日本の課税最低限を比較すると、以下の結果となる（注）（図表13）。
①米国の収支均衡点はわが国の課税最低限より低いものの、その差は、課税最低限との比較より縮小。
②イギリスの収支均衡点は、わが国の課税最低限とほぼ同水準。

(注)日本にはEITC、WFTCのような制度は存在しない。もっとも、日本の場合、児童手当を考慮した収支均衡点の算出は可能である。ただし、この場合、英国でも児童手当を考慮する必要がある。しかしながら、日英の児童手当の給付対象は大きく異なっており、日米英比較の一般性を大きく損なう可能性があるため、本レポートでは児童手当を考慮しなかった。

ト）ＥＩＴＣとＷＦＴＣを考慮すると、米国、英国における実質的な課税最低限は、わが国の課税最低限に近づく。もっとも、これは低所得かつ貯蓄の少ない就業者に関してのみいえることで、両制度とも労働所得額や資産性所得額・貯蓄額によって給付対象の選別を行うために、中・高所得者や貯蓄保有者の課税最低限は低いままである。

チ）このように、米国、英国では課税最低限が低く抑えられる一方で、担税力の乏しい層に対しては、担税力に応じたセーフティー・ネットが用意されている。こうした点を勘案すると、米国、英国の課税最低限が低いことの意義は、単に国民に広く税負担を求めるということではなく、ある程度の所得者や貯蓄保有者など、担税力のある国民の課税ベースを広げることであるように思われる。

（図表13）米英の収支均衡点と日本の課税最低限の比較

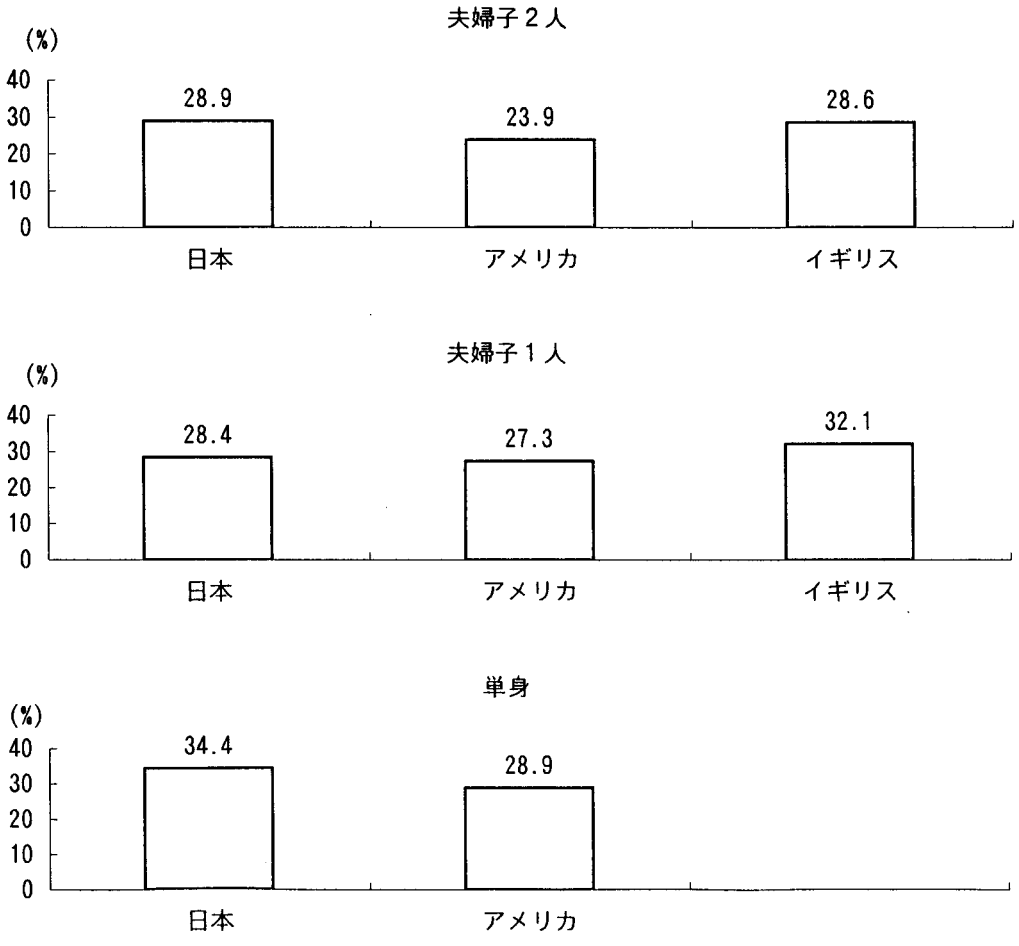

給与所得控除見直しの検討

イ）税調の中期答申では、給与所得控除の必要経費の概算控除としての性格を強める方向での検討の必要性を指摘。これは、給与所得控除の大幅減額を意味。勤労者世帯の必要経費額を所得階級別にみると、最低所得層で給与所得控除額の20.9%、最高所得層で35.3%、平均では27.1%となっている（図表14）。

ロ）仮に、給与所得控除額を必要経費平均（50.1万円）まで減額すると、所得税・住民税負担額は平均的な所得層で現行の26.0万円から48.2万円に大幅増加（図表15）。これは、マクロ的には12.1兆円、消費税率換算で4.9%程度の増税に相当。

ハ）もっとも、このように急激な給与所得控除の見直しは現実的ではなく、控除額を減額するとしても、実際には小幅の変更にとどまろう。しかしながら、給与所得控除縮小の問題は、縮小幅の大小ではなく、そもそも給与所得控除の縮小自体の是非にあると判断される。

（図表14）給与所得控除を経費控除にした場合の税負担変化
（所得税・住民税）

年間収入五分位階級	給与収入 万円	給与所得控除 ① 万円	対給与収入比 %	必要経費 ② 万円	対給与収入比 %	②／① %
I	416.1	137.2	33.0	28.7	6.9	20.9
II	522.9	158.6	30.3	39.6	7.6	25.0
III	623.5	178.7	28.7	47.3	7.6	26.5
IV	746.8	194.7	26.1	58.7	7.9	30.2
V	965.0	216.5	22.4	76.4	7.9	35.3
平均	654.9	185.0	28.2	50.1	7.7	27.1

(注)給与収入は勤め先収入の年換算。

（図表15）給与所得控除と必要経費の比較
（勤労者世帯、標準世帯、1998年）

年間収入五分位階級	給与収入 万円	現行の給与所得控除 税額 万円	平均税率 %	必要経費概算控除の場合 税額 万円	平均税率 %
I	416.1	4.3	1.0	15.0	3.6
II	522.9	13.5	2.6	28.6	5.5
III	623.5	22.4	3.6	43.6	7.0
IV	746.8	38.0	5.1	69.2	9.3
V	965.0	78.0	8.1	121.3	12.6
平均	654.9	26.0	4.0	48.2	7.4

(注１)給与収入は勤め先収入の年換算。
(注２)必要経費概算控除額は50.1万円とした。
(注３)勤労者世帯、標準世帯。
(注４)税額は子2人のうち1人が特定扶養親族として算出。

ニ）給与所得控除の目的は、①必要経費の概算控除、②他の所得との負担調整のための特別控除とされており、今後①を重視するのならば、②を縮小する根拠の説明が不可欠。この点、中期答申では、一応の根拠付けを行っているものの、納税者の最大の関心事であるクロヨンの是正に関する説明が見られず、説得力を欠く。

ホ）実際、クロヨンの存在は複数の実証研究によって確認済み（図表16）。昨年４月、通産省（当時）が行った最新の分析をみると、所得捕捉率格差は給与所得を100とした場合、事業所得が84.8、農業所得が34.8となっている。

こうした実情を無視した改革に納税者の納得は得られないと考えられる。したがって、給与所得控除の縮小には、①クロヨン是正に向けた取り組み、②クロヨン解消の証明、といった手続きを踏む必要。

ヘ）さらに、経費概算控除の性格強化に伴う、以下の問題点への対応も不可欠。

①必要経費の個人差の顕在化

現状では、給与所得控除額が必要経費額を圧倒的に上回っているために、必要経費の個人差は顕在化していないものの、給与所得控除額の縮小に伴って、必要経費の個人差が顕在化、必要経費の大きい納税者の不満が高まる懸念。給与所得控除の縮小にあたっては、特定支出控除（図表17）の適用対象の拡充など、必要経費の個人差に柔軟に対応できる仕組み作りが不可欠。

②最低生活費との関係

給与所得控除の縮小に伴って、課税最低限が最低生活費を下回る世帯の発生が懸念される。前述の通り、人的控除だけでは最低生活水準を保証できない。したがって、給与所得控除の縮小にあたっては、同時に、最低生活水準確保のためのセーフティ・ネットの構築が必要。

（図表16）クロヨンの定量分析

		給与所得	事業所得	農業所得
石〔1981〕の手法による	捕捉率（%）	116.8	99.0	40.6
	給与所得=100	100.0	84.8	34.8
林〔1995〕の手法による	捕捉率（%）	116.7	92.3	47.4
	給与所得=100	100.0	79.1	40.6

(資料)通産省「経済活性化のための税制基本問題検討会」資料(2000年4月26日付)

＜これまで行われた主な定量分析＞
石〔1981〕、本間･井堀･跡田･村山〔1984〕、
奥野･小西･竹内･照山･吉川〔1991〕、林〔1995〕、大平〔1999〕…等。

（図表17）給与所得者の特定支出控除の概要

給与所得者が特定支出をした場合、その年の特定支出の合計額が給与所得控除額を超えるときは、その超える金額を給与所得控除後の金額から差し引くことができる。特定支出控除を受けるには、特定支出に関する明細書、給与支払者の証明書、交通機関利用の証明書、領収書を添付のうえ、確定申告する。

特定支出の内容

項目	内容
通勤費	転勤のために通常必要な運賃の額
転任に伴う転居のための引越費	転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費の額
研修費	職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修
資格取得費	職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費を除く）
単身赴任者の帰宅旅費	のための往復旅費（月４回を限度とする）

所得税・住民税制見直しに柔軟な発想を

イ）現状の所得税・住民税の見直し議論は、課税最低限の見直しに偏り気味である。確かに、課税最低限の見直しのメリットとして、①これまで税負担を免れてきた低所得層にも税負担が及ぶ、②すでに税を負担している所得層にも追加的な税負担が発生する、③累進的な税率のもとでは高額所得層ほど追加的負担額が多くなる、④方法次第で税負担の偏りが是正できる、などが挙げられる。しかしながら、同時に、①最低生活水準以下に引き下げた場合の「貧困の罠」の発生、②特定の控除の見直しに伴う特定のグループに対する影響の集中、といったデメリットも懸念される。

ロ）少子・高齢化時代に相応しい所得税・住民税体系への抜本的な制度の見直しには、以下のような点を十分検討し、柔軟な発想からの制度設計が求められる。

①努力した人が報われる税制

米英の税負担構造をみると、低所得層からある程度の税負担を求める一方で、所得の増加に伴う税負担率の上昇が緩やな全体的にフラットな税体系となっている。わが国の所得税・住民税見直しの方向性として、最低税率や二段目の税率の引上げなどによって、このような全体的にフラットな税体系を目指すことも、一つの選択肢であろう。

②公平性・透明性の確保

クロヨン問題など、現在の制度下での水平的公平（同じ担税力の納税者は、同じ税負担）の確保に対する納税者の不信感は根強い。少子・高齢化に伴う税負担の増加が不可避とみられるもとで、将来の負担増加に対する納税者の納得を得るためには、何よりもまず、クロヨンの是正や納税者番号制の導入によって、水平的公平性の確保が必要である。

③広く薄く負担を分かち合う

少子・高齢化は社会全体の問題であるため、そのコストは広く国民全体で負担することが望ましい。課税最低限の引下げによって、これまで税負担の及ばなかった低所得層に新たな税負担が発生すると同時に、既に税を負担している所得層にも、担税力に応じた追加的な税負担を及ぼすことが出きる。

④セーフティ・ネットの構築

広く負担を分かち合うとはいえ、国民に対する最低限の生活の保証は不可欠である。したがって、担税力の乏しい所得層に対しては、何らかのセーフティ・ネットを用意する必要がある。もっとも、セーフティ・ネットも単なるばら撒き型ではなく、担税力に応じたメリハリのある制度が望ましい。担税力に応じた税負担とセーフティ・ネットを整合的に設計するために、ＥＩＴＣやＷＦＴＣのような税額還付型の所得補助制度の導入は一考に値しよう。

ハ）現在、議論されている課税最低限の引下げを、実際に行うに際には、クロヨンの是正を大前提としつつ、税額還付型所得補助制度の導入をセットで行うことで、納税者の納得感とセーフティ・ネットに十分配慮した制度設計を目指すべきである。

以　上

補論(EITC)

１．ＥＩＴＣの概要

イ．主な給付条件

①1年以内の稼得所得がある。

②資産所得が2400ﾄﾞﾙを超えない。

③所得税申告方式が夫婦分割方式以外…等

ロ．給付額

扶養子女の数、所得額に応じて決まる。

低所得から順に所得額に応じた以下の3局面が存在。

①給付額逓増局面…所得額の一定割合を給付。

②給付額一定局面…所得額に関係なく一定額を給付。

扶養子女なし353ﾄﾞﾙ、同1人2353ﾄﾞﾙ、同2人以上3888ﾄﾞﾙ(年額)

③給付額逓減局面…所得額の増加に伴って②の給付額を減額。

ハ．その他

①扶養子女の主な条件

・19歳未満、または、24歳未満の学生

・半年以上米国内で同居…等

②納税者は所得申告の際に給付額を計算し、所得税額から控除する。

給付額が所得税額を超える場合は、還付(給付)を受ける。

２．分析に用いた実質的な所得税額と収支均衡点の概念

例：夫婦子２人世帯

子のうち１人は16歳以下(=扶養子女税額控除が適用される)。

もう１人は、17歳～18歳、または、24歳未満の学生

(=EITCの扶養子女と認定される)。

世帯の賃金収入25,000ﾄﾞﾙ/年

＜所得税額の計算＞

賃金収入	25,000ﾄﾞﾙ
－概算控除	7,350ﾄﾞﾙ
－人的控除	11,200ﾄﾞﾙ(2,800ﾄﾞﾙ×４人分)
課税所得(Taxable Income)	6,450ﾄﾞﾙ
税額控除前所得税額	971ﾄﾞﾙ(税額表より)
－扶養子女税額控除	500ﾄﾞﾙ
税額控除後所得税額	471ﾄﾞﾙ…①

＜ＥＩＴＣ給付額の計算＞

賃金収入＝稼得所得(Total Earned Income)	25,000ﾄﾞﾙ
ＥＩＴＣ給付額	1,290ﾄﾞﾙ…②(給付額表より)

実質的な所得税額(マイナスの場合、給付額)　▲819ﾄﾞﾙ…①－②

収支均衡点は、①と②を同額にする賃金収入。

補論(WFTC)

１．ＷＦＴＣの概要

イ．主な給付条件

①扶養子女を養育している。
②週16時間以上働いている大人が少なくとも1人いる。
③貯蓄残高が8000ﾎﾟﾝﾄﾞ以下…等

ロ．給付額

以下の4つの手当の合計額が給付される(週額)。

①基本手当…53.15ﾎﾟﾝﾄﾞ
②30時間手当…週30時間以上就業した場合、11.25ﾎﾟﾝﾄﾞ
③子供手当…　　－15歳　21.25ﾎﾟﾝﾄﾞ
　　16歳－18歳　26.35ﾎﾟﾝﾄﾞ
④保育手当…子1人　週100ﾎﾟﾝﾄﾞを上限に実費の7割
　　子2人　週150ﾎﾟﾝﾄﾞを上限に実費の7割

ただし、

①週当り所得(税･社会保険料支払後)が91.45ﾎﾟﾝﾄﾞを超える場合、
　超過分の55%を上記合計額から減額。
②貯蓄が3000ﾎﾟﾝﾄﾞを超える場合、
　超過250ﾎﾟﾝﾄﾞにつき1ﾎﾟﾝﾄﾞを上記合計額から減額。

２．分析に用いた実質的な所得税額と収支均衡点の概念

例：夫婦子２人世帯
　子は15歳以下と16歳～18歳(=2人とも子供手当の対象となる)。
　世帯の賃金収入14,000ﾎﾟﾝﾄﾞ/年
　週30時間以上就労している。

＜所得税額の計算＞

賃金収入	14,000ﾎﾟﾝﾄﾞ
－人的控除	4,385ﾎﾟﾝﾄﾞ
課税所得	9,615ﾎﾟﾝﾄﾞ
所得税額	1,933ﾎﾟﾝﾄﾞ…①

＜社会保険料の計算＞

賃金収入	14,000ﾎﾟﾝﾄﾞ
－支払最低限度	3,952ﾎﾟﾝﾄﾞ
社会保険料率適用所得額	10,048ﾎﾟﾝﾄﾞ
社会保険料	1,005ﾎﾟﾝﾄﾞ(保険料率10%)
所得税･社会保険料支払後所得	11,062ﾎﾟﾝﾄﾞ(週当り212ﾎﾟﾝﾄﾞ)

＜ＷＦＴＣの計算＞

基本手当	2,771ﾎﾟﾝﾄﾞ
30時間手当	587ﾎﾟﾝﾄﾞ
子供手当　　－15歳	1,108ﾎﾟﾝﾄﾞ
16歳－18歳	1,374ﾎﾟﾝﾄﾞ
合計	5,840ﾎﾟﾝﾄﾞ
－週当り91.45ﾎﾟﾝﾄﾞ超過減額	3,462ﾎﾟﾝﾄﾞ ((212ﾎﾟﾝﾄﾞ－91.45ﾎﾟﾝﾄﾞ)の55%)
ＷＦＴＣ給付額	2,378ﾎﾟﾝﾄﾞ…②

実質的な所得税額(マイナスの場合､給付額)　▲445ﾎﾟﾝﾄﾞ…①－②
収支均衡点は、①と②を同額にする賃金収入。